

# 緊急問題提起

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正の必要性について考える

衆議院議員 中川たかもと

2020年2月14日に、名古屋市内で初めて新型コロナウイルス陽性患者が確認されてから、2年が経過しようとしています。国内でも年明け以後、オミクロン株による陽性患者が一気に広がってきました。

新型コロナウイルスに対しこれまで我が国では、緊急事態宣言やまん延等防止措置などにより、感染拡大の防止を進めてきましたが、その根拠となるのが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」です。

現在のまん延防止等重点措置は都道府県単位での申請や適用が前提となっていますが、同じ県内でも名古屋市等の都市部は海外との往来も激しく、また人口の密集度合いも高いことから、個別に感染拡大防止策を講ずることが望ましい場合もあります。

感染症の問題は大都市問題と言っても過言ではありません。国内の感染症をいち早く抑え込むためには、大都市から抑え込む必要があります。  
指定都市がスピーディーに感染対策を担うことができるよう法改正をすべきではないでしょうか。

これは特別自治市の創設という課題にも通じるものでありますが、災害救助法が仙台市や熊本市の被災と復興への取り組みをもとに改正され、現場の意見を反映することとなった経験からも、十分に検討に値すると思います。

いずれにしても、今回の新型コロナウイルスへの対応から得た経験、教訓、そして対応策を踏まえ、引き続き感染拡大への対応はもちろんのこと、将来の感染症への備えをしっかりとしていくことが、今求められているのだと思います。こうした議論を国会において尽くし、国民の自由と権利を守りつつ、日々の生活と経済活動、さらには医療体制を最大限に確保するには何が必要かを見極め、法に落とし込むべく、政権与党の議員としての責務を果たしてまいりたいと思います。

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等による 感染症対策に係る指定都市への権限移譲について

★災害救助法と同様に、希望する指定都市への権限移譲を行うものと仮定。

## ○法改正等による具体的なメリット

- ・ 外出自粛・休業要請の実施や、臨時医療施設・宿泊療養施設の確保などについて、地域の実情に即して迅速な実施が可能となる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の病床確保や、医療・検査機関設備整備などの医療体制の整備について、柔軟かつ機動的な実施が可能となる。
- ・ 所在する道府県内において、事業所の4割以上が集積し、陽性者の約5割が集中した指定都市が主体的に対策を実施できることにより、国全体の感染拡大防止と社会経済活動の両立に貢献する。
- ・ 道府県は指定都市以外の市町村の感染症対策に注力することが可能となる。

### <参考> 指定都市の感染状況

(令和3年12月31日時点)

都市名	感染者数(累計)	都市名	感染者数(累計)
札幌市	37,812	名古屋市	43,905
仙台市	10,103	京都市	24,584
さいたま市	20,004	大阪市	90,208
千葉市	18,420	堺市	14,029
横浜市	69,790	神戸市	27,436
川崎市	40,269	広島市	13,199
相模原市	11,786	岡山市	7,873
新潟市	3,658	北九州市	11,102
静岡市	5,856	福岡市	34,426
浜松市	5,385	熊本市	8,249
		<b>指定都市 計</b>	<b>498,094</b>
		(参考) 東京都	383,078
		(参考) 指定都市所在道府県	1,052,313
		(参考) 全国	1,728,228

### <参考> 災害救助法の見直し(平成31年4月施行)

○災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市(基準を満たした指定都市)が自らの事務として被災者の救助を行うことが可能に

→都道府県は、救助実施市以外の市町村における救助に注力することが可能